

厚沢部町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

厚沢部町教育委員会

目次

1. 趣旨.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 在校等時間等の管理目標.....	1
4. 業務量の適切な管理のための措置.....	1
5. 健康及び福祉の確保に関する措置.....	2
6. 具体的な業務削減の取組（ロードマップ）.....	3
7. 計画の公表とフォローアップ.....	4

1. 趣旨

本計画は、改正「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」第8条に基づき、本町教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保することを目的とする。

教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、教職員が自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して子供たちへのより良い教育を行える環境を、3カ年のロードマップに基づき段階的に整備する。

本計画は、北海道教育委員会の指針を参酌しつつ、ICTの有効活用や校務DXを推進し、厚沢部町が目指す教育の実現に資するものとする。

2. 計画期間

令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度）の3年間とする。ただし、本計画については、必要に応じて見直しをするものとする。

3. 在校等時間等の管理目標

現場の混乱を避けるため、目標値を段階的に設定する。

区分	令和8年度 (ステップ1)	令和9年度 (ステップ2)	令和10年度 (ステップ3)
月間の上限	45時間超を80%削減 80時間超はゼロ	45時間を90%削減	45時間以内100%達成
年間の上限	360時間超を半減	360時間超を解消	360時間以内を定着
平均時間	月平均40時間以下	月平均35時間以下	月平均30時間程度
勤務間 インターバル	11時間の確保 (努力義務)	11時間の確保 (推奨)	11時間の確保 (原則)

4. 業務量の適切な管理のための措置

(1) 勤務時間の客観的な把握

ア. ICカードや校務支援システムを活用し、出退勤時間を1分単位で記録する。

イ. 管理職は毎週の勤務状況を確認し、特定の職員に負荷が集中している場合は、校務分掌の弾力的な見直しを行う。

(2) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア. 学校以外が担うべき業務

- 登下校の見守り活動: 保護者・地域住民との協働体制を構築
- 学校徴収金: 口座振替、インターネットバンキングの活用など、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を検討する。
- 過剰な苦情対応: 教育委員会に相談窓口を設置(令和8年度中)

イ. 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 部活動: 令和10年度までに休日の地域移行を推進
- 調査・統計: 校務支援システムの活用により事務負担を軽減

ウ. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備: 教員業務支援員の配置検討
- 支援が必要な児童生徒への対応: スクールカウンセラーとの連携強化

(3) 1ヶ月単位の変形労働時間制の確実な運用

ア. 各月の業務の繁閑(行事の有無や長期休業等)に応じて、1ヶ月単位で勤務時間の割り振りを適正化する。

イ. 行事等で時間外勤務が予想される週がある場合は、他の週の勤務時間を短縮するなど、月単位での「確実な週40時間」の調整を制度として運用する。

(4) ICT・校務DXによる効率化(ゆるやかな導入)

ア. ICT活用による教材作成の効率化: ゼロから作成するのではなく、町内や管内のネットワークで共有されたテンプレートを活用し、教材・校報作成の時間を短縮する。

イ. 会議の精選とリモート活用: 定例会議の時間を上限45分とし、情報共有はチャットツール(Google Chat等)へ移行する。

5. 健康及び福祉の確保に関する措置

(1) 健康診断とストレスチェック

ア. 町内のすべての学校において、教職員数にかかわらず、ストレスチェックや産

業医等による面接指導を全職員に対して確実に実施する。

イ. 集団分析の結果を、管理職と教育委員会で共有し、職場環境の改善（組織的なフォロー）に繋げる。

(2) 医師による面接指導

ア. 月 80 時間超の時間外在校等時間となった教職員には、医師による面接指導を確実に実施する（労働安全衛生法第 66 条の 8）

(3) 休息時間の確保（勤務間インターバル）

ア. 「夜 19 時以降は業務を行わない」「朝は 7 時 30 分以前に出勤しない」等の努力目標を設定し、終業から始業まで 11 時間以上の休息を確保する。

イ. 部活動指導や突発的な事案により休息が確保できない場合は、翌日の出勤時間を遅らせる（時差出勤・早出遅出勤務）等の措置を段階的に検討する。

(4) 相談体制の整備

ア. 心身の健康問題についての相談窓口を設置（令和 8 年度中）

イ. 管理職向けマネジメント研修の実施（年 1 回以上）

6. 具体的な業務削減の取組（ロードマップ）

現場の負担感を考慮し、以下の順序で実施する。

(1) 令和 8 年度：見える化と意識改革

ア. 1 か月単位の変形労働時間制の全校実施：全ての町立学校において確実に実施する。既存の要綱に基づき、学校行事や業務の繁閑に応じた勤務時間設定を行い、在校等時間の上限遵守と健康確保を両立させる。

イ. 電話対応時間の制限：留守番電話設定を「18:00～7:30」に固定。

ウ. 定時退校日の設定：週 1 回以上の定時退校を「推奨」する。

(2) 令和 9 年度：標準化と役割分担

ア. 1 か月単位の変形労働時間の運用改善：令和 8 年度の実施状況を検証し、より効果的な運用方法を確立する。

イ. 行事の精選：前年度の振り返りに基づき、準備に多大な時間を要する行事の規模縮小や隔年実施を検討。

ウ. 地域との連携： 学校運営協議会（CS）を活用し、登下校の見守りや学校徴収金等の業務の外部化・公会計化を進める。

(3) 令和 10 年度：定着と改善

ア. 夏季・冬季の一斉閉庁： 北海道教育委員会の指針に合わせ、長期休業期間中のまとまった休暇取得を推進。

イ. 柔軟な勤務時間態勢の検討： 早出遅出勤務制度、在宅勤務等の活用を推進し、業務の繁閑に合わせた勤務時間の設定について、教職員の移行を十分に確認しながら研究・検討する。

※変形労働時間制については、上限の遵守状況や健康確保措置の実施状況を踏まえ、教職員との協議を得て慎重に判断する。

7. 計画の公表とフォローアップ

(1) 計画の公表

ア. 本計画及び毎年の実施状況については、厚沢部町ホームページにて公表する。

(2) 総合教育会議への報告

ア. 実施計画の策定時及び毎年度の実施状況について、総合教育会議に報告し、首長部局との連携を図る。

(3) 実施状況の把握と改善

ア. 在校等時間の状況を毎月確認し、月 45 時間・年 360 時間を超える教職員がいる場合は、速やかに学校に聞き取り、支援を実施する。

イ. 教育委員会議において、定期的に実施状況を報告する。

(4) 保護者・地域への周知

ア. 学校運営協議会等を通じて、保護者・地域住民に本計画の内容を周知し、理解と協力を求める。